

## 【運営基準に関する留意事項（共通）】

- ◎ 介護保険サービス事業の実施に当たっては、介護保険法、同施行法、同施行令、その他基準省令等（目次参照）を遵守しなければならない。

### 1 人員に関する基準について

- ① 各サービスの基準省令に基づく従業者の配置を行うこと。
  - ・ 職員の配置が適切に行われない事業所に対しては、休止あるいは廃止の勧告を行う。（悪質な事例については指定取消処分もある）
- ② 職員が他の業務を兼務する場合は、他の業務のいずれにも支障が生じないような勤務体制とすること。（兼務する事業双方の人員に関する基準が満たされていること。）
- ③ 兼務辞令を交付すること。
  - ・ 組織図等を作成し、兼務する施設または事業所を明確にすること。
  - ・ 職務（生活相談員、看護職員等の職種名）および勤務時間を明記すること。
- ④ 非常勤職員の雇用に際し、雇用契約書等による勤務条件の明示を行うこと。
- ⑤ 労働者派遣事業を行うことができない業務について、派遣従事者を配置しないこと。

### 2 介護サービス計画の作成について

- ① 介護サービス計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。また、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者（入院患者）について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握すること。いずれの場合も、作成者及び作成年月日を記載し、その内容について利用者および家族に説明した上で、利用者の同意を得ること。（同意を得たことについて、確認の印またはサイン等を得ておくこと。）
- ② サービス計画を作成した際は、利用者およびその家族に対して遅滞なく交付すること。また、その実施状況や評価についても適宜説明を行うこと。
- ③ サービス計画の作成後も、サービス提供に当たる職員等との連携を図り、サービス計画の実施状況の把握（記録等）を行うとともに、利用者に関する課題の把握を継続的に行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うこと。

### 3 内容および手続きの説明および同意について

施設等は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、あらかじめ、入所(利用)申込者またはその家族に対し、当該施設等の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他の費用の額、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所(利用)者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該入所(利用)申込者から、サービスを受けることについて同意を得なければならない。

- ① サービス提供の開始に際し、あらかじめ入所（利用）者またはその家族に対し、重要事項説明書により説明を行い、書面により同意を得ること。  
（重要事項説明書には、運営規程の概要、職員体制、利用料、事故発生時の対応、苦情処理体制、その他入所者等のサービス選択に資すると認められる事項を記載すること。）



- ② 利用料や職員体制等、実際のサービス提供内容と運営規程、重要事項説明書、契約書および掲示等に記載されている内容を一致させること。なお、運営規程に規定していない利用料は徴収できないので留意すること。
- ③ 今回の介護報酬改定による契約書および重要事項説明書の内容変更については、入所（利用）者等に対し、改めて説明を行い、書面により同意を得ること。

#### 4 掲示について

施設等内の見やすい場所に、運営規程、施設等の職員体制、利用料、その他の入所(利用)申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項および苦情処理の概要を掲示すること。

##### ＜掲示すべき事項（重要事項）＞

施設（事業所）の名称および所在地、運営規程の概要、職員体制（職種、配置人数）、利用料、入所（利用）定員、苦情処理の概要、協力病院等（施設）等

（注）・利用料は、介護報酬に係る基本サービス料金、各種加算等の料金の他に、介護報酬以外の「その他の日常生活費」等についても記載すること。

##### ＜掲示すべき事項（苦情処理の概要）＞

苦情処理担当窓口の連絡先、担当責任者名、受付後の処理体制、市町および国保連の苦情処理窓口の連絡先

#### 5 個人情報保護（秘密保持等）

- ① 施設等の職員は、その業務上知り得た入所（利用）者またはその家族等の秘密を漏らしはならない。
- ② 過去に施設等の職員であった者が、その業務上知り得た入所（利用）者またはその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。  
（職員から、退職後も秘密を保持する旨を記載した誓約書を徴する等。）
- ③ 居宅サービス事業者においては、事業所の職員がサービス担当会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者と共有するため、個人情報を用いることについて事前に、文書により利用者またはその家族から同意を得ておくこと。
- ④ 施設においては、入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、事前に、文書により入所者またはその家族から個人情報の提供に関する同意を得ておくこと。

#### 6 事故発生時の対応について

- ① 重要事項説明書に事故発生時の対応を記載すること。
- ② 事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに必要な措置を行うこと。
  - ・市町とは、当該利用者の保険者および施設等の所在する市町である。
  - ・あわら市および坂井市の利用者については、坂井地区介護保険広域連合にも連絡すること。
- ③ サービスの提供時の事故により損害が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこと。
- ④ 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐためのマニュアルの作成やサービスの質の向上を図るために内外での研修の機会を設けるなどの対策を講じること。
- ⑤ 発生した事故について、利用者やその家族に対し十分な説明を行うこと。



## 7 苦情処理について

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置の上、苦情処理の体制および手順等、当該施設等における苦情処理の措置の概要について明らかにし、重要事項説明書に記載するとともに、施設等の見やすい場所に掲示すること。
- ② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容について発生から解決までを経過的に記録し、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。  
(苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な役割を担っている。)

## 8 記録の整備について

施設等は、利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、サービス提供が完了した日から2年間保存すること。(サービスによって整備する記録が異なる。)

## 9 申請書類等の提出について

### (1) 廃止・休止・再開届出の提出方法

- ① 提出書類 : 様式第6号「指定居宅サービス事業等廃止(休止・再開)届出書」
- ② 提出期限 : 廃止または休止の場合・・・廃止または休止を予定する日の1月前まで  
再開の場合・・・再開の日から10日以内

#### <留意事項>

- ※1 事業所の名称の欄に、あわせてサービス名も記載してください。
- ※2 廃止届または休止届を提出する時点でサービス利用者がある場合、当該利用者の移行予定先が分かる書類(利用者の同意書または移行先事業所の一覧表)を作成し、提出してください。(様式は任意です。)
- ※3 休止の期間は原則1年間としてください。
- ※4 再開時に人員体制等に変更がある場合は、あわせて変更届を提出してください。

### (2) 変更届出の提出方法

- ① 提出書類 : 様式第5号「指定居宅サービス事業等変更届出書」  
その他、変更事項に関連する書類を添付してください。(別紙参照)
- ② 提出期限 : 変更の日から10日以内

#### <留意事項>

- ※1 軽微な変更の場合は、年度終了後の4月10日に提出してください。
- ※2 役員、管理者に変更がある場合は、誓約書および役員名簿を提出してください。
- ※3 今回の介護報酬改定により運営規程に変更が生じる場合は、変更箇所を明示し、変更届とあわせて提出してください。(契約書、重要事項説明書の提出は不要)

### (3) 介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書

- ① 提出書類 : 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>」
- ② 提出期限 : 加算等の算定を開始する月の前月15日まで  
(16日以降に届出がなされた場合、翌々月からの算定となります。)

#### <留意事項>

- ※1 今回の介護報酬改定に伴う上記届出書は、3月25日(水)まで受け付けます。

## 指定居宅サービス事業等廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

福井県知事 様

廃止、休止、再開の種別  
を○で囲ってください。

所在地  
届出者 名 称  
代表者氏名 印  
(法人以外にあっては、住所および氏名)

指定居宅サービス事業（指定居宅介護支援事業、指定介護予防サービス事業）を廃止（休止・再開）したので、介護保険法第75条（第82条、第115条の5）の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                                                    |                                                                 |                                               |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 介護保険<br>事業所番号                                                      | 1                                                               | 8                                             |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止（休止・再開）する事業所                                                     | 名 称                                                             | 〇〇サービス事業所（訪問介護）<br>※ 事業所名のあとにサービス種類を記載してください。 |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                    | 所在地                                                             | 福井県〇〇市〇〇町1-1                                  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止、休止または再開の別                                                       | 廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開                                                 |                                               |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止（休止・再開）した年月日                                                     | 平成21年4月30日<br>※ 休廃止日の前日を記載してください。<br>(この場合は平成21年5月1日から休止となります。) |                                               |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止（休止）した理由                                                         | ※実態に即して詳しく記載してください。                                             |                                               |  |  |  |  |  |  |  |
| 現に指定居宅サービス、指定居宅介護支援または指定介護予防サービスを受けていた者に対する措置<br>(廃止または休止した場合に限る。) | ※ 利用者の引継ぎ予定先が分かるように、同意書の写しまたは利用者の移行予定先の一覧表を作成し、あわせて提出してください。    |                                               |  |  |  |  |  |  |  |
| 休 止 予 定 期 間                                                        | 平成21年5月1日 ～ 平成22年4月30日<br>※休止期間は原則1年間としてください。                   |                                               |  |  |  |  |  |  |  |

## 備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態に関する書類を添付してください。
- 2 届出書が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。



各居宅サービス事業所開設者 様  
各介護予防サービス事業所開設者 様  
各居宅介護支援事業所開設者 様  
各介護保険施設開設者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
(公印省略)

介護報酬等の改定に伴う書類提出（県指定サービス分）について

日ごろから、県の長寿福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

みだしのことについて、介護報酬等の改定により、介護給付費算定に係る体制等の変更登録が必要となりますので、下記のとおり書類の提出をお願いします。

記

1 提出を要する書類

- (1) 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」  
(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)
- (2) 別紙1-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」  
(介護予防サービス・介護予防支援)
- (3) 別紙2「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」  
※ 事業所番号ごとに、原本1部の提出をお願いします。

2 提出期間 原則、平成21年3月9日（月）～平成21年3月25日（水）

3 提出方法 下記あて郵送（封筒の表に「体制届在中」と朱書きしてください。）

4 様式について

平成21年3月9日（月）以降、県長寿福祉課のホームページ上に掲載します。

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 |              |
| 福井県健康福祉部長寿福祉課             |              |
| 施設サービス                    | 0776-20-0331 |
| 在宅サービス                    | 0776-20-0332 |
| 居宅介護支援                    | 0776-20-0333 |

## 【サービスごとの留意事項】

### 1 訪問介護・・・訪問介護員養成研修3級課程修了者について

- 訪問介護員養成研修3級課程修了者(以下「3級の訪問介護員」)については、原則として平成21年3月末で報酬上の評価、養成を終了する。
- ただし、現に業務に従事している者については、事業者が、下記のとおり該当する従事者に対する周知を行うことを条件に、一年間に限定した経過措置を設けることとされた。

#### ＜周知内容＞

現に業務に従事している3級の訪問介護員が、平成21年4月以降、平成22年3月31日までの間、引き続き訪問介護費等の算定を受けるためには、指定訪問介護事業所が、当該3級の訪問介護員に対し、下記事項を通知することが条件。

- ① 経過措置終了後も引き続き介護保険法に基づく訪問介護員等として従事するためには、介護福祉士の資格取得又は介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程若しくは2級課程を受講することが必要であること。
  - ② 平成22年4月以降は、当該通知を受けた者を含め、3級の訪問介護員による訪問介護費等の算定はすべて行うことが出来なくなる。
- 当該通知については、Eメール等の電子媒体によるものでも差し支えないが、通知内容及び通知を行った事実については、記録しなければならない。
  - また、当該通知については、単に事業所内に掲示するものでは足りず、該当する全ての3級の訪問介護員に対し、個別に行うことを要する。
  - 当該通知については、原則として平成21年4月末までに行うこと。
    - ※ なお、平成21年4月以降は、上記の現に引き続き業務に従事している者を除いて、3級の訪問介護員が新たに事業所で従事することはできない。
    - ※ 以上の取扱いは、介護保険制度における訪問介護員養成研修3級課程及び介護報酬算定上の取扱いであり、障害者自立支援制度における居宅介護従事者養成研修3級課程及び居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費の算定上の取扱いは、この限りでない。

### 2 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション（介護予防サービス含む）

#### ○短期集中リハビリテーションの起算日について

##### ※起算日

利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（「退院（所）日」）又は法第27条第1項に規定する要介護認定を受けた日（「認定日」）

- ①「認定日」は、介護保険法第27条第8項より、「要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる」とされていることから、市町の認定年月日ではなく、認定有効期間初日が「認定日」となる。
- ②「認定日」には、介護保険法第28条、第29条に規定する更新・変更認定は含まれないが、要支援から要介護（又は要介護から要支援）となった場合は含まれる。



### 3 福祉用具貸与

#### (1) 福祉用具種目等の見直しについて

本年4月より以下の品目が新たに保険給付対象の範囲に含まれる予定。

| 告示種目・種類            | 品目        |
|--------------------|-----------|
| 【福祉用具（貸与）】         |           |
| 体位変換器              | 起きあがり補助装置 |
| 認知症老人徘徊感知機器        | 離床センサー    |
| 移動用リフト（つり具の部分を除く。） | 階段移動用リフト  |
| 【特定福祉用具（販売）】       |           |
| 特殊尿器               | 自動排泄処理装置  |
| 入浴補助用具             | 入浴用介助ベルト  |
| 【住宅改修】             |           |
| 引き戸等への扉の取替え        | 引き戸等の新設   |

※ 詳細については、後日、解釈通知等により発出予定。

#### (2) 福祉用具貸与における競争を通じた価格の適正化について

同一製品で非常に高額になるケース等（「いわゆる外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進できるよう、国保連合会介護給付適正化システム等の改修が21年中に行われる予定。（改修後、「福祉用具貸与費一覧表」等により、貸与価格の分布状況の把握・分析等が検索可能。）

#### (3) 福祉用具等の使用における安全性の確保について

福祉用具等が利用者の心身状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、継続的な使用状況の確認等により利用者が適切に使用でき、福祉用具等の利用に当たっての安全性が確保されるよう、審査、確認等をお願いします。

### 4 通所介護

#### (1) 通所介護における生活相談員の配置について

##### ○生活相談員の員数

- ・通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

（居宅基準第93条第1項第1号、介護予防基準第97条第1項第1号）

⇒ 仮に営業日が月曜～土曜の週6日間の事業所の場合、月曜～金曜の週5日間の配置だけではなく、土曜の提供時間帯にも生活相談員の配置が必要

##### ○生活相談員の資格

- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。（上記基準の解釈通知）

⇒ 本県における通所介護の生活相談員の資格は、次のとおり

①社会福祉主事任用資格 ②社会福祉士 ③精神保健福祉士 ④介護福祉士



※ 生活相談員の配置は、介護報酬告示上の人員欠如の対象ではないため減算規定は適用されませんが、提供時間帯の配置がなされていない場合は、人員基準を満たしていないため、指導の対象となります。

各事業所においては、各営業日の提供時間帯に生活相談員の配置がなされるよう、病欠等の際の対応も含め適切な勤務体制の確保をお願いします。

## (2) 通所介護における事業所の屋外でのサービス提供の取扱い

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

第3の六の3の(2)の④

- 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。
  - イ あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。
  - ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

【参考】平成18年4月改定関係Q & A (Vol.1)

(問21) Q 事業所外で行われるものもアクティビティ加算の対象とできるのか。

A 現行の指定基準の解釈通知に沿って、適切にサービスが提供されている場合には加算の対象となる。

## 5 介護予防サービス(通所介護・通所リハビリテーション)

### (1) 事業所評価加算の事務処理手順の変更について

- 事業所評価加算の事務処理手順については、平成21年度の報酬改定において、事業者の目標達成に向けたインセンティブを高め、利用者により適切なサービスを提供する観点から、要支援状態の維持をより高く評価する方向で、事業所評価加算の評価基準値の算出式の見直しを行う予定。(詳細は、介護報酬等の見直しに関する説明会資料のP201参照)
- 今後の手続きについては、平成21年介護報酬改定に伴う特別措置として行うこととなり、平成21年4月サービス提供分(5月の事業所評価加算の請求分)から見直し後の算定式による決定通知に基づいて請求を行うこととなるが、県からの正式な事業所決定通知は4月下旬になるため、福井県国保連との情報交換のもと、3月中旬を目途として事業所評価加算の算定可否の情報提供を行う予定。



《見直し後の新しい算出式》

(要支援度の維持者数+改善者数×2)

≥ 0.7

評価対象期間内（前年の1月～12月）に運動機能向上、栄養改善または口腔機能向上サービスを3か月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

《見直し前の算出式》

(要支援度の維持者数+1ランク改善者数×5+2ランク改善者数×10)

> 2

評価対象期間内（前年の1月～12月）に運動機能向上、栄養改善または口腔機能向上サービスを3か月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

**6 介護予防短期入所サービス利用者に係る定額報酬の取扱い**

- 介護予防短期入所生活介護利用者が、同一月内において介護予防訪問介護等を利用した場合の定額報酬について

【参考】平成20年4月事務連絡（介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係るQ&A関係）

（問21）Q 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サービスを利用する場合、介護予防訪問介護費等の算定の可否如何。

A 介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

※ 上記の問21を受け、平成20年5月22日付け長第951号で通知しており、平成20年6月サービス提供分から適用しておりますので、取扱いに遺漏のないようお願いします。

※ 日割り計算（例）…3月にショートステイ3日間利用した場合（デイサービス利用分）

介護予防通所介護（要支援1）2,226単位÷30.4（日割り計算）×（31日－3日）

＝ 73単位（日割り計算用サービスコード）×28日 ＝ 2,044単位